

(茨城トラック情報号外)

利子補給つき低利の融資でトラック業界の近代化を

第47回地方近代化基金融資 推薦申込み公募のしおり

■この制度の目的■

この融資は、茨城県トラック協会からの
利子補給により、長期低利の融資を推薦し、
トラック運送事業者の近代化・合理化をは
かるものです。

令和5年6月

一般社団法人 茨城県トラック協会

第47回地方近代化基金融資推薦申込み公募要綱

1. 近代化・合理化に係る融資

- 公募融資枠 100,000,000円
- 公募期間 令和5年6月1日から令和6年1月末日まで
(それ以前でも満額になりしだい打ち切ります。)
- 融資対象者 一般社団法人茨城県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社であって、商工組合中央金庫の取引資格があるもの。
- 融資対象事業
 - 1 トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - ①近代化・合理化のための事務機器（コンピュータ・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等）の設置購入に要する資金を含む。
 - ②設備の「補修・改修」に要する資金を含む。
 - 2 福利厚生施設の整備に要する資金
 - 3 荷役機械購入に要する資金
 - 4 車両購入及び車両の改造に要する資金
 - 5 低公害車(CNG車・ハイブリッド車)および省エネ関連機器(EMSおよびドライブレコーダー等)導入に要する資金

(注1) 推薦融資の対象となるのは、令和5年度において投資される資金であり、投資の時期は資金の支払いで判断するものとする。

(注2) 自己資金で設備代金を支払い済みの場合は、推薦対象としない。

(注3) 推薦対象事業に要する資金には消費税を含めることができる。

※ 注1・2・3については、2. ポスト新長期規制適合車導入に対する融資も同様です。
- 融資制度の条件
 - 1 融資限度

個別企業体	20,000千円
共同体及び持株会社	20,000千円

2 貸出利率

取扱金融機関の所定利率（最優遇利率適用）による。

3 償還期間

①10年以内

②法定耐用年数が10年を下回る設備は、法定耐用年数以内。（車両については、5年以内）

③ただし、主設備と同時に付帯設備投資（事務機器・荷役機械等）をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。

4 据置期間

償還期間のうち6ヶ月以内

（初回の元金償還日を貸出日から6ヶ月以内とする）

5 償還方法

月賦、隔月賦、又は3ヶ月ごとの元金均等償還とする。
ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。

6 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

7 再融資の制限

個別企業体、共同体とも再融資を受けようとする場合には、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。

8 申込者の留意事項

①企業が所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用ができる。

②融資推薦書は、融資の決定とは異なる。

推薦は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認し証明するものであり、その後取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定される。

③推薦後、事業計画の変更が生じた場合は、所定の手続きが必要となるので、協会宛申し出ること。

●利 子 補 給

① 利子補給率 年0.4%

●設 備 完 成 報 告

設備完成（購入）後、速やかに、所定様式により報告す

ること。報告がない場合には、利子補給を行わないことがある。

なお、本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者を購入した者の名義にする必要がある。

- 取 扱 金 融 機 関
 - ①商工中金水戸支店
 - ②商工中金の代理店である茨城県信用組合の本支店
- 申 込 方 法

所定の申込書により公募期間満了日までに、当協会へ到達するよう申し込むこと。

ただし、融資推薦申込者の本社の所在地が、茨城県内にある場合のみこれを行うことができる。
- 融 資 推 薦 書 の 有 効 期 限

融資推薦書の有効期限は、原則として、令和6年3月末日までとする。
- そ の 他

この要綱に定めのない事項は、一般社団法人茨城県トラック協会の近代化基金運営要領及び近代化基金運営事務取扱細則の定めるところによる。

2. ポスト新長期規制適合車導入に対する融資

- 公 募 融 資 枠 900,000,000円
- 推薦融資対象事業

最新の自動車排出ガス規制であるポスト新長期規制適合車を導入するために要する資金。

(車両型式の識別記号＝1桁目 2, L, M, Q, R, S, T)
- 融資制度の条件
 - 1 融資限度 20,000千円
 - 2 再融資の制限

なし。近代化・合理化に係る融資を受けている場合でも申込ができる。
 - 3 その他融資制度の条件は、近代化・合理化に係る融資の場合と同じ。
- 利 子 補 給
 - ① 利子補給率 年0.4%
- その他必要事項等は、前記1、近代化・合理化に係る融資の場合と同じ。

申込み手続き等の手引き

●申込書および 添付書類

- ①申込書及びこの添付書類は様式が定められていますので、協会備え付けの用紙をご利用ください。申込書は連絡により送付いたします。
- ②記入方法等がわからないときは、協会事務局にお問い合わせ下さい。

●図面・見積書等

- ①申込書には、建物の場合は、平面図と所在地案内図と見積書、車両・荷役機械の場合は、見積書を提出していただきますので早めに準備して下さい。
- ②契約（建物工事請負契約等）済み、並びに契約書予定案文が作成されている場合には、その関係書類（写）の提出をお願いしますのでご準備下さい。

●商工中金等宛 借入申込み

- 商工中金等に対する借入申込みは、申込用紙を商工中金等で受領し、その指示により作成して下さい。
- 又、添付書類等については、別途商工中金等からの依頼によって提出して下さい。
- なお、商工中金及び代理店から借入を行うときは、次の資格のいずれかを具備する必要がありますので、この資格を備えていない方は、協会にご相談下さい。
- ①商工中金と取引する場合は、商工中金に対し出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。
 - ②代理店である信用組合と取引する場合は、当該信用組合の組合員であること。但し、この場合は、商工中金と直接取引は出来ません。

●不明の点は…

お気軽に協会の近代化基金融資担当者にお尋ね下さい。